

契約の方法及び見積の条件

(随意契約・測量設計調査業務以外の業務委託・予定価格 100 万円以下のものの場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令 **第 167 条の 2 第 1 項第 1 号** の規定により随意契約とする。

2 見積りの条件等

見積りの際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 見積書の記載金額

決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 最低制限価格

本委託では、最低制限価格を設定していない。

(3) 契約相手方の決定

予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって見積した者と契約する。

(4) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 228 条に定める契約保証金は契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 委託の期間

委託の期間は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から起算して 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(6) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(7) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(8) 見積りの際提示すべき書類は、次のとおりとする。

設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

(9) 当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から 30 日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

3 その他

設計書及び仕様書の内容に疑義がある場合は、指定の質問書に記載し見積日の前々日の正午までに南会津建設事務所総務課へ提出すること。（質問書様式は [南会津建設事務所ホームページ](#) に掲載）

契約の方法及び見積の条件

(随意契約・測量設計調査業務以外の業務委託・性質又は目的が競争入札に適しないものの場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令**第 167 条の 2 第 1 項第 2 号**の規定により随意契約とする。

2 見積りの条件等

見積りの際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 見積書の記載金額

決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 最低制限価格

本委託では、最低制限価格を設定していない。

(3) 契約相手方の決定

予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって見積した者と契約する。

(4) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 228 条に定める契約保証金は契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 委託の期間

委託の期間は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から起算して 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(6) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(7) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(8) 見積りの際提示すべき書類は、次のとおりとする。

設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

(9) 当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から 30 日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

3 その他

設計書及び仕様書の内容に疑義がある場合は、指定の質問書に記載し見積日の前々日の正午までに南会津建設事務所総務課へ提出すること。（質問書様式は[南会津建設事務所ホームページ](#)に掲載）